

通番10 認定こども園等における保育料に対する徴収権限の強化

画点番号10: 認定こども園等における保育料に対する徴収権限の強化(内閣府)

		児童福祉法第24条						施設種別
		①	②	③	④	⑤	⑥	
		保育義務	確保義務	利用調整	入所勧奨	入所措置	入所措置	
認定こども園	保育所	○	×	○	○	○	○	児童福祉施設
	保育所型	×	○	○	○	○	○	児童福祉施設
	幼保連携型	×	○	○	○	○	○	児童福祉施設 学校
	幼稚園型	×	○	○	×	×	×	学校
	地方裁量型	×	○	○	×	×	×	認可 外施設
	家庭的保育事業等	×	○	○	○	×	○	児童福祉事業
	幼稚園	×	×	×	×	×	×	学校

H29.4.1時点の認定こども園数 5,081園(幼保連携型:3,618園、幼稚園型:807園、保育所型:592園、地方裁量型:64園)

「特区において講じられた規制の特例措置のあり方に
 関する評価意見 平成16年 上半期分」より
 (平成16年8月31日 構造改革特別区域推進本部評価委員会)

重点番号4- :子ども・子育て支援新制度に関する見直し
 (支給認定に係る見直し)(文部科学省)

評価意見

別表1の番号	806
特定事業の名称	三歳未満児に係る幼稚園入園事業
措置区分	法律
特区における規制の特例措置の内容	幼稚園に入園できる時期を、満三歳からとしているところを、満三歳に達する年度の当初とする。
評価	その他(平成17年度上半期に評価を行う)
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
今後の対応方針	3歳未満の幼児は3歳の幼児に比べて心身の発達が未熟で個人差が大きい可能性があるため、四季を通じた1年間の指導目標・計画に基づく集団生活と幼児の発達との関係について規制所管省庁において検証すること。その上で、平成17年度上半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-

全国

評価意見

別表1の番号	806
特定事業の名称	三歳未満児に係る幼稚園入園事業
措置区分	法律
特区における規制の特例措置の内容	幼稚園に入園できる時期を、満三歳からとしているところを、満三歳に達する年度の当初とする。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し 規制所管省庁によれば、「2歳児の幼稚園生活への不適合、園全体の教育環境の悪化、教員の負担増による幼稚園業務の質の低下といった課題については、さらに幼稚園の集団教育との円滑な接続等の観点から、幼稚園に対し、国として子育て支援としての2歳児の受入れに際しての、指導上の留意事項等を明示することで解決が可能と考えている。」とのことである。
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	幼児の発達段階の特性を踏まえ、幼稚園の人的・物的環境を適切に活用し、個別のかかわりに重点を置いた形態で2歳児を受入れることにより、全国展開を行うこと。なお、指導上の留意事項については、新たな規制の付加とならないようにすること。
全国展開の実施時期	平成18年度中に措置

評価意見

別表1の番号	806
特定事業の名称	三歳未満児に係る幼稚園入園事業
措置区分	法律
特区における規制の特例措置の内容	幼稚園に入園できる時期を、満三歳からとしているところを、満三歳に達する年度の当初とする。
評価	その他(平成18年度上半期に評価を行う。)
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、その発達段階上、親や保育者への依存度の高い2歳児に対して集団的教育を行うことについては、弊害の懸念があるものの、幼稚園における子育て支援方策の充実が重要と考えており、幼稚園での2歳児の受入れについて、幼児の健全な育ちの視点と保護者や地域のニーズの視点の双方を踏まえ、より良い形態や条件について検討を進めたい、とのことである。また、専門部会においても、子育て支援の方策として、地域のニーズが多くあることなどを踏まえ、全国展開を検討すべきとの報告がなされるとともに、施設設備・人員配置の問題、公的負担の問題、子育て支援センター的な機能の在り方などについて併せて検討すべきとの意見があった。</p> <p>このため、規制所管省庁は、地域の子育て支援の充実のために、専門部会での指摘も踏まえ今年度中に本特例措置の全国展開の方策を検討した上で、平成18年度当初の2歳児の入園状況を検証し、その結果について、平成18年度上半期に評価委員会に報告を行うこと。その上で、平成18年度上半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。</p>
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-

三歳未満児に係る幼稚園入園事業(806)

<これまで>

幼稚園に入園できる時期が、満三歳からとなっていた。

構造改革特区

<取り巻く環境の変化>

- ・地域における子育て支援機能充実のニーズの高まり
- ・子育て期の保護者の就労・社会参加のニーズの高まり

<特例事業の内容>

幼稚園に入園できる時期が、満三歳に達する年度の当初から可能になった。

<特区地域の実際>

現在の認定主体数:38

(北海道北広島市、東京都葛飾区、福井県、長崎県、等)

三歳未満児の
保護者の声

集団生活の中で、基本的な生活習慣や自立心、思いやりが身に付くなど、成長がみられた。(山形市、長岡京市、長野県他)
働きに行くことができるようになった。(益田市、小松市、佐賀県他)
親の子育て負担の軽減に役立つ。(仙台市、山形市、佐賀県他)

実際の効果

子育て支援としての機能が充実し、保護者からの評価も高くなった。(福井県、花巻市、小松市他)
女性の社会進出や保護者の社会参画の機会を促すことができた。(秩父市、一関市、長岡京市他)
早期入園希望の保護者の要望に応えることができた。(葛飾区、防府市、佐賀県他)
満3歳以降の教育に効果が出て、小学校への適応が円滑に実施できるようになった。(富良野市、富士吉田市、長崎県)
発達段階上の特性から、2歳児は集団的な教育になじみにくいが、個別のかかわりに重点を置いた受入れにより十分に対応することができた。(防府市、恵庭市、延岡市他)

全国展開

内容：幼児の発達段階の特性を踏まえ、集団的な教育ではなく個別のかかわりに重点を置いた形態で2歳児を受入れることにより、全国展開を行う。また、幼稚園の集団的な教育との円滑な接続等の観点から作成する2歳児の受入れに際しての指導上の留意事項については、新たな規制の付加としないようにする。

時期：平成18年度中に措置。

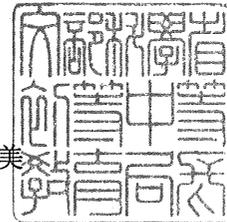
今後の期待効果(全国展開後)

幼稚園を活用した子育て支援機能の充実が促進される。
保護者の就労・社会参加の機会が増加する。

18文科初第1275号
平成19年3月31日

各都道府県知事・教育委員会教育長
各指定都市長・教育委員会教育長 殿
附属幼稚園を置く各国立大学法人学長

文部科学省 初等中等教育局長
錢 谷 眞 美



(印影印刷)

幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点について（通知）

2歳児の幼稚園への入園については、これまで、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第14条等の規定により、実施されてきたところです。

このたび、「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」（平成18年12月1日閣議決定）を踏まえ、第166回通常国会において「構造改革特別区域法の一部を改正する法律」（平成19年法律第14号）（以下、「改正法」という。）が成立し、別添1のとおり、本日公布されました。

改正法においては、三歳未満児に係る幼稚園入園事業の関係規定を削除することとしています。満2歳に達した日の翌日以降における最初の学年の初めからの幼稚園での受入れについては、今後は、幼稚園児として受け入れ集団的な教育を行うのではなく、幼稚園の人的・物的環境を適切に活用し、個別のかかわりに重点を置いた子育て支援としての受入れという形態に変更することにより進めることとしています（学校教育法第80条に規定する幼稚園児としての入園ではありません）。

なお、構造改革特別区域（以下、「特区」という。）においては平成19年度の2歳児の入園契約等の手続が既に行われている等の事情を踏まえ、平成19年度に限り、引き続き2歳児が幼稚園に入園・在籍することが出来るよう、改正法においては、関係規定の削除に係る施行日を平成20年4月1日としています。

については、別添2の「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点」（以下、「留意点」という。）を踏まえ、各地域の創意工夫により、幼児の視点に立ち、家庭とも連携を図り、一人一人の幼児の発達段階に応じて適切に事業を実施するようお願いいたします。なお、この留意点は、これまでの特区における取組の事例や成果等も勘案して、よりよい形態で2歳児を受け入れることができるようにするための方策をまとめたものであり、留意点に準拠した取組を義務付けるなど新たな規制を付加するものではありません。

各都道府県知事及び教育委員会におかれましては、貴管内の市町村教育委員会及び幼稚園に対して、上記事項を周知されますようお願いいたします。

【本件担当】文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課 企画係
連絡先：03-5253-4111（内線2375）

(別添1)

構造改革特別区域法の一部を改正する法律(抄)

平成十九年三月三十一日公布、法律第十四号

構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

(中略)

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

(中略)

別表第四号中「三歳未満児に係る幼稚園入園事業」を「削除」に改め、同表第五号中「削除」を「条例による事務処理の特例に係る事務の合理化学業」に改め、同表第十九号中「削除」を「地方公共団体の長による学校施設の管理及び整備に関する事務の実施事業」に改め、同表第二十一号中「地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業」を「削除」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～三 略

四 第十四条の改正規定及び別表の改正規定(同表第四号に係る部分に限る。) 平成二十年四月一日

2～3 略

幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点

平成19年3月31日

文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課

1 基本的な考え方

- 大人への依存度が高い2歳児について、幼稚園児としての集団的な教育を行うのではなく、幼稚園内の人的・物的環境を適切に活用し、個別のかかわりに重点を置いた子育て支援として受け入れる際には、幼児の主体的な活動を前提として行われる満3歳以上の幼児を対象とする幼稚園教育を当てはめていくのではなく、2歳児特有の発達を踏まえた受入れに配慮し、その成果を3歳児以降の幼稚園教育に円滑につなげていくことが大切である。
- 幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れについては、保育所とは異なり、幼稚園教育への円滑な接続の観点から行うものである。2歳児の発達段階上の特性を踏まえ、その基本的な考え方については、次のとおりである。
 - ① 2歳児の受入れに従事する者は、幼児との一対一の関係を大切にして信頼関係を築き、幼児が安心して自分の気持ちを表したり、自分の思いで行動したりするように援助することが大切である。
 - ② 幼児一人一人が、食事、排泄、衣服の着替えなどの健康で清潔な生活の習慣を身に付け、自立しようとする意欲を持つようにすることが大切である。
 - ③ 2歳児の受入れに従事する者は、幼児と一緒にいろいろな遊びをしながら、ものや人などへの興味や関心を引き出し、幼児の世界を広げていくようにすることが大切である。
 - ④ 2歳児の動き方や遊び方を踏まえ、健康や安全に十分に配慮した園舎内外の環境を整備するようにすることが大切である。
 - ⑤ 親子で一緒に活動したりして、保護者が子育ての喜びや楽しみを味わう機会をつくりながら、親として成長できる場を提供していくようにすることが大切である。
- 幼稚園で子育て支援として2歳児を受け入れることで、受入れに従事する職員が、2歳児の発育・発達への理解を深め、経験を重ねることで、実践力を高めていくことが期待される。その上で、幼稚園においては、さらにその機能を充実させて、認定こども園となることが考えられる。

2 満3歳以上の学級との関係等

- 2歳児の特質を踏まえれば、満3歳以上の幼児とは別に2歳児のグループを編成して行うなど、工夫することが大切である。
- 2歳児の場合、一人一人の発達、体力等の実情や家庭の状況により、毎日登園する幼児、定期的に週数回登園する幼児、不定期に登園する幼児などがいると想定される。こうしたことに配慮して、グループ等を工夫して編成することが大切である。